

信州登山案内人条例

平成24年3月22日
条例第25号

改正 平成26年3月20日条例第6号 令和元年10月17日条例第11号
令和元年12月19日条例第19号

信州登山案内人条例をここに公布します。

信州登山案内人条例

(目的)

第1条 この条例は、信州登山案内人の資格を定め、その資質の向上と業務の適正を確保することにより、信州登山案内人の業務を通じ、登山等を行う者に対し、本県の観光資源である山岳に係る地理的及び自然的特性並びに歴史的又は文化的な事象に関する理解を深めるとともに、安全に登山等を楽しむための機会を提供し、もって登山等を行う者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「信州登山案内人」とは、第7条第1項又は第3項の規定による登録を受け、信州登山案内人の名称を用いて、県内において登山等（登山、ハイキングその他の山岳地域の自然に親しむこと等を目的として山を歩くことをいう。以下同じ。）を行う者に付き添つて案内を行うことを業とする者をいう。

(資格)

第3条 信州登山案内人試験（第5条、第6条及び第18条において「試験」という。）に合格した者は、信州登山案内人となる資格を有する。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、信州登山案内人となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 第14条第1項（第5号に係る場合に限る。）又は第2項の規定により登録を抹消され、当該登録の抹消の日から起算して2年を経過しない者

一部改正〔令和元年条例11号〕

(試験)

第5条 試験は、信州登山案内人となるために必要な登山等に関する知識及び技能並びに本県の山岳の地理的及び自然的特性並びに山岳及び登山等に関わる歴史的又は文化的な事象に係る知識について行う。

2 試験は、毎年1回以上、知事が行う。

(合格の取消し等)

第6条 知事は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験の合格の決定を取り消し、又はその試験を停止することができる。

2 知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、2年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができます。

(登録)

第7条 信州登山案内人となる資格を有する者が信州登山案内人となるには、信州登山案内人登録簿に、氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項について知事の登録を受けなければならぬ。

- 2 信州登山案内人の登録の有効期間は、3年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後、引き続き信州登山案内人となろうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の規定により更新の登録を受けようとする者は、第2項の有効期間の満了の日までに知事が指定する研修を受けなければならない。
- 5 第3項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第8条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（次条から第11条まで及び第18条において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、登録申請書を知事に提出しなければならない。

(登録の実施)

第9条 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、信州登山案内人登録簿に登録しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第10条 知事は、申請者が信州登山案内人となる資格を有せず、又は心身の障害により信州登山案内人の業務を適正に行うことができない者であると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知するとともに、申請者の求めがあったときは申請者の意見を聴取しなければならない。

(登録証)

第11条 知事は、第9条第1項の規定による登録をしたときは、申請者に対し、信州登山案内人登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 登録証には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 登録又は更新の登録の年月日及びその有効期限並びに登録番号
- (2) 信州登山案内人の氏名、生年月日及び住所
- (3) その他規則で定める事項

- 3 信州登山案内人がその業務を行おうとするときは、登山等の案内を受ける者に対し、登録証を提示しなければならない。

(変更の届出等)

第12条 信州登山案内人は、登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 信州登山案内人は、前項の届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第13条 信州登山案内人は、登録証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、規則で定めるところにより、登録証再交付申請書を知事に提出して、その再交付を受けなければならない。

(登録の抹消等)

第14条 知事は、信州登山案内人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- (1) その業務を廃止した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 第4条第2号に該当する者となった場合
- (4) 心身の障害によりその業務を適正に行うことができないと認められる場合
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 知事は、信州登山案内人が第17条の規定に違反したときは、その登録を抹消し、又は情状により期間を定めて信州登山案内人の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 信州登山案内人が第1項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなったときは、信州登山案内人若しくはその法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔令和元年条例11号〕

(信州登山案内人の周知等)

第15条 県は、信州登山案内人に關し、その周知を図るとともに、その活用の機會の確保に努めるものとする。

2 知事は、信州登山案内人の業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(信州登山案内人の努力義務等)

第16条 信州登山案内人は、その業務に関する知識及び技能の水準の維持向上に努めなければならない。

2 信州登山案内人は、登山等の案内に際し、登山等を行う者の求めに応じ、本県の山岳の地理的及び自然的特性に関する説明又は本県の山岳及び登山等に関わる歴史的若しくは文化的な事象の説明を行い、本県における登山等の魅力の増進に資する良質なサービスの提供に努めるものとする。

(信用失墜行為等の禁止)

第17条 信州登山案内人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 登録証を他人に貸与すること。
 - (2) 登山等の案内を受けるよう強要すること。
 - (3) 特別の理由があると認められる場合を除き、登山等の案内に係る所定の料金以外の金品を請求すること。
 - (4) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、信州登山案内人の信用又は品位を傷つける行為をすること。
- (手数料)

第18条 試験を受けようとする者は、受験手数料4,800円を納めなければならない。

2 申請者は、登録手数料1,500円を納めなければならない。

3 登録証の再交付を受けようとする者は、再交付手数料1,300円を納めなければならない。

一部改正〔平成26年条例6号〕

(手数料の減免)

第19条 知事は、天災その他の非常災害により被害を受けた者であって、特に必要があると認めるものに対しては、手数料を減免することができる。

全部改正〔令和元年条例19号〕

(手数料の還付)

第20条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔令和元年条例19号〕

(名称の使用制限)

第21条 信州登山案内人でない者は、信州登山案内人又はこれに類似する名称を使用してはならない。

一部改正〔令和元年条例19号〕

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔令和元年条例19号〕

(罰則)

第23条 第21条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

一部改正〔令和元年条例19号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(長野県観光案内業条例の廃止)

2 長野県観光案内業条例（昭和28年長野県条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の長野県観光案内業条例第3条又は第7条第2項の規定により観光案内業者の許可又は更新の許可を受けて登山等の案内を業として行っていた者は、当該許可の有効期間が満了するまでの間、この条例の規定に基づいて登録を受けた者とみなす。

4 前項の者に対し、附則第2項の規定による廃止前の長野県観光案内業条例第6条第1項の規定により交付された許可証は、前項の有効期間が満了するまでの間、この条例の規定に基づいて交付された登録証とみなす。

附 則（平成26年3月20日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和元年10月17日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例中、第6条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条から第5条までの規定は令和元年12月14日から施行する。

(行政府の行為等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政府の処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。